

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	5,000,000,000
計	5,000,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成17年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成17年12月9日）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	2,070,018,213	2,070,018,213	東京・大阪・名古屋各市場第一部、フランクフルト、ロンドン、スイス	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
計	2,070,018,213	2,070,018,213	—	—

（注）提出日現在の株式の発行数には、平成17年12月1日から本半期報告書提出日（平成17年12月9日）までの新株予約権の行使（旧商法に基づく新株引受権の行使を含む。）により発行した株式の数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

①2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成14年5月27日発行）

	中間会計期間末現在 （平成17年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成17年11月30日）
新株予約権付社債の残高（百万円）	250,000	250,000
新株予約権の数（個）	50,000	50,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	208,159,866	208,159,866
新株予約権の行使時の払込金額（円/株）	1,201	1,201
新株予約権の行使期間	平成14年6月10日 ～平成21年5月13日（注）	平成14年6月10日 ～平成21年5月13日（注）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,201 資本組入額 601	発行価格 1,201 資本組入額 601
新株予約権の行使の条件	(1)当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権の行使はできないものとする。 (2)各新株予約権の一部行使はできないものとする。	(1)当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権の行使はできないものとする。 (2)各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡制限はない。	譲渡制限はない。

（注）繰上償還の場合には、当該償還日の前銀行営業日までであります。

提出会社に対して新株の発行を請求できる権利（旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権（ストックオプション））は次のとおりであります。

①平成12年6月29日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（千株）	500	500
新株予約権の行使時の払込金額（円／株）	3,563	3,563
新株予約権の行使期間	平成12年8月1日 ～平成22年6月29日	平成12年8月1日 ～平成22年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,563 資本組入額 1,782	発行価格 3,563 資本組入額 1,782
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。</p> <p>(2) この他、権利行使の条件は、平成12年6月29日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。</p> <p>(2) この他、権利行使の条件は、平成12年6月29日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

②平成13年6月26日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(千株)	715	715
新株予約権の行使時の払込金額(円/株)	1,450	1,450
新株予約権の行使期間	平成13年8月1日 ～平成23年6月26日	平成13年8月1日 ～平成23年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,450 資本組入額 725	発行価格 1,450 資本組入額 725
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。</p> <p>(2) この他、権利行使の条件は、平成13年6月26日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。</p> <p>(2) この他、権利行使の条件は、平成13年6月26日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年7月1日 (注)	—	2,070,018	—	324,625	183	118,297

(注) 下記完全子会社5社との簡易合併によるものであります。

(株)富士通インフォソフトテクノロジー、(株)富士通プライムソフトテクノロジー、(株)富士通ハイパーソフトテクノロジー、富士通ネットワークテクノロジーズ(株)、富士通モバイルコミュニケーションテクノロジーズ(株)

(4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	182,004	8.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	105,859	5.11
富士電機ホールディングス株式会社	川崎市川崎区田辺新田1番1号	94,663	4.57
富士電機システムズ株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号	64,908	3.14
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	英国・ロンドン	50,744	2.45
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	40,299	1.95
富士電機機器制御株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号	36,886	1.78
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	米国・ボストン	36,623	1.77
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	32,654	1.58
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	米国・ボストン	30,675	1.48
計	—	675,318	32.62

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、各行の信託業務に係るものです。
2. 富士電機ホールディングス株式会社、富士電機システムズ株式会社及び富士電機機器制御株式会社の所有株式のうち、それぞれ1,962千株、64,487千株、36,506千株は退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託され、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された信託財産であり、議決権の行使については、それぞれ各社の指図により行使されることとなっております。上記を含め、富士電機グループが退職給付信託財産として所有する当社株式は、合計138,242千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.68%)であります。
3. 株式会社みずほコーポレート銀行の所有株式のうち、212千株は退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託され、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された信託財産であり、議決権行使については、株式会社みずほコーポレート銀行の指図により行使されることとなっております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,160,000	—	権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,047,791,000	2,047,791	同上
単元未満株式	普通株式 20,067,213	—	同上
発行済株式総数	2,070,018,213	—	—
総株主の議決権	—	2,047,791	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が280,000株 (議決権の数280個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
富士通(株)	東京都港区東新橋一丁目5番2号	2,081,000	—	2,081,000	0.10
北陸コンピュータ・サービス(株)	富山県婦負郡婦中町島本郷47番地4号	18,000	22,000	40,000	0.00
(株)北海道電子計算センター	札幌市中央区南一条西十丁目2	10,000	—	10,000	0.00
クイックソフト(株)	高知県高知市帯屋町二丁目2番1号	10,000	—	10,000	0.00
(株)テクノプロジェクト	島根県松江市学園南二丁目10番14号	9,000	—	9,000	0.00
中央コンピューター(株)	大阪市北区中之島六丁目2番27号	4,000	—	4,000	0.00
バイソルシステムズ(株)	名古屋市千種区春岡一丁目2番6号	—	6,000	6,000	0.00
計	—	2,132,000	28,000	2,160,000	0.10

(注) 1. 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が上記「①発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」の欄に1,000株 (議決権の数1個) 含まれております。

2. 株主名簿上は(株)富士通ビジネスシステム名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が上記「①発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」の欄に1,000株 (議決権の数1個) 含まれております。

3. 北陸コンピュータ・サービス(株)、バイソルシステムズ(株)の他人名義所有株式は、FSA富士通持株会名義の株式のうち、各社が議決権行使の指図権を有する持分であります。

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	682	602	605	635	687	775
最低(円)	571	560	567	568	601	658

(注) 株価は東京証券取引所(市場第一部)における市場相場であります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本半期報告書提出日までの役員の異動はありません。